

2023年11月3日開催「第7回研究大会」 予稿集

公募報告4（現地発表）

報告者：発田 志音（東京大学 大学院法学政治学研究科 専門職学位課程）

タイトル：

「サイバネティック・アバター共生時代のスポーツ基本法：ささえる権利に着目して」

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）は、前文及び第2条において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むこと」はすべての人々の権利であると明記した。いわゆる「スポーツ権」と呼ばれ、憲法上の基本的人権か否かは議論のあるところであるが、体育及びスポーツに関する国際憲章（1978年）が挙げられるように、国際的にも、また諸外国の憲法や法律においても「スポーツ権」の重要性は高まってきているといえよう。

そうした中、2023年、男子プロテニス協会（ATP）は、Electronic Line Calling Liveと呼ばれる、人工知能による線審の自動化システムを2025年以降の全ツアー大会に導入することを発表した。これは、判定の正確性向上を追求した結果にほかならない。このような審判システムの刷新は、今後もサイバネティック・アバターの実装などによって加速し、自然人たる審判員の役割に大きな変化をもたらすと予測される。

ところで、そうした刷新に際しては、自然人たる審判員らの「スポーツ権」に配慮することも重要である。なぜならば、スポーツは他の多くの経済活動と異なり、自然人らが感動や興奮を求めて自由に参加できる点にこそ価値があるためである。

そこで本研究において、自然人たるテニス審判員が、審判活動に対していかなる期待を有しているかを調査した。調査対象者は、日本テニス協会公認審判員1,580人であった。その内容の質的帰納的分析を行った結果、(1)参加貢献意欲、(2)参加の困難、(3)参加に向けた努力、(4)世界最高峰の選手・審判との接点、そして(5)今後への期待という5つのカテゴリーに類型化された。5つのカテゴリーのうち、(2)参加の困難を除く4つのカテゴリーで、テニス審判員は「スポーツ」をささえること「を通じて幸福で豊かな生活を営んでいることが示唆された。そして、人工知能による線審の自動化システム導入は自然人たる審判員らの活動機会を奪うから、「スポーツ権」の制約として強度である。他方、カテゴリー(2)参加の困難では、サイバネティック・アバター技術の導入がむしろ自然人たる審判員らの「スポーツ権」実現に資する可能性が示唆された。

以上の結果を踏まえ、本報告では人工知能による線審自動化システムの目的や手段を考慮して「スポーツ権」制約の正当性を検討しつつ、サイバネティック・アバターが、ささえる権利などのスポーツ基本法の趣旨実現に資する将来展望について考察する。

*本研究は、JST ムーンショット型研究開発事業、JPMJMS2215 の支援を受けた。